

議案第43号

小松島市火災予防条例の一部を改正する条例について

小松島市火災予防条例（昭和37年小松島市条例第10号）の一部を別紙のように改正する。

令和5年6月9日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市火災予防条例の一部を改正する条例

小松島市火災予防条例（昭和37年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車，原動機付自転車，船舶，航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に，「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい，分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で，変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては，充電ポストを含む」に改め，同項第1号ただし書中「不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め，同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては，充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし，分離型のものの充電ポストにあつては，この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め，同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され，」に，「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め，同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を，当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに，速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め，同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改

め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第1項第3号中「旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」を「旧重要美術品等の保存に関する法律」に改め、同条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の小松島市火災予防条例(以下「新

- 条例」という。) 第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 23 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 23 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。